

近世浄土真宗寺院本堂の研究 (その1)

岡 野 清

STUDY OF THE MAIN HALL IN JYODO SHIN SECT IN EDO PERIOD (PART I)

本 證 寺 本 堂

序 言

三河は浄土真宗の古い布教地の一つであるが、戦国時代の末には世に知られる三河の一向一揆で、家康とことを構えて、領内から追放の悲運にあっており、寺も破壊されたものが多いことから、室町時代以前の遺構は殆んど残されていないが、天正年間に入って和解が成立し、夫々旧地に復して寺を再開することになった。そのような事情で、桃山時代乃至江戸時代初期以来の遺構の残存する可能性は強いのである。こうした関係で、我々は三河を中心として、残存する浄土真宗本堂を能う限り探索して歩いて、近世における同宗の本堂の発展の跡を追求することとし、本稿では発見し得た中から、江戸初期に遡る本証寺本堂を取扱った。

浄土真宗関係の仏堂は、京都の親鸞の廟所から発展した祖師堂形式の特殊な平面形態を創り出し、蓮如の時代の山科御堂から石山時代を経て完成し、その形態が次第に末寺にまで浸透して行くのであるが、それより遡り、京都本願寺の強い影響下に置かれる以前の仏堂には特に宗派独特な形態は見出し難いようで、在家の住家から、発生した所謂、道場の形態も想定される一方、阿弥陀堂或いは聖徳太子を祀る太子堂の如きものが、他宗派にも共通する一間四面堂などの形態をとって造営されたと見られる。前者の実存例は見出し難いが後者の例としては、岡崎市桑子の重要文化財妙源寺柳堂が存在している。妙源寺は三河門徒発祥地として知られるもので、柳堂には、正和三

年(1344)建立の棟札があったと伝えられ、室町時代に改造は受けているが、鎌倉時代末の創立と考えられる。方三間寄棟造、桧皮葺、向拝付の簡素な堂で、斗



写真1 本証寺本堂前面



写真2 本証寺本堂南側面

拱は三斗、内部一面に棹縁天井を張り、後補と見られる来迎柱を立て、その前にやはり室町時代の唐様須弥壇上に唐様の宮殿を置いた堂で、各地に見られる小仏堂と異ならない建物である。

一方、岐阜県大野郡荘川村中野から、現在岐阜県高山市内に移された重要文化財、照蓮寺本堂は邸宅風な建物であって、仏堂らしい手法を全く見せていないが、その間取りの方式は本願寺祖師堂の系列に入るもので、規模も頗る大きい。その建立年次は、永正元年（1504）頃と考えられている（図1）。然しこうした堂に続く浄土真宗本

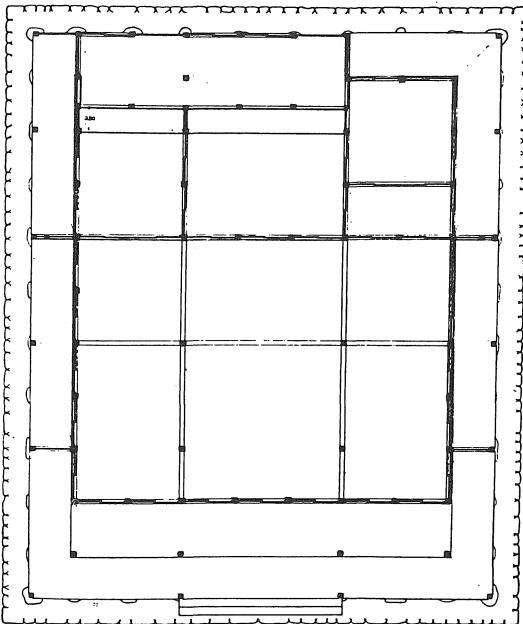


図1 照蓮寺本堂平面図

堂は何処にも残されておらず、漸く桃山乃至、江戸時代に入って、平面においてこの伝統を継ぎ、次第に仏堂化して各地に残っているのである。愛知県安城市野寺の、本証寺もそうしたものの初期の例で、仏堂化は内陣の仏壇まわりに見られるに止るのである。

以上のような次第で、本稿では先ず県下において最も古い類型に属する本証寺本堂について考察したうえ、他地方における類型との関連に言及することゝしたい。

創立と沿革

安城市野寺の本証寺は、岡崎市上佐々木の上宮寺、針ヶ崎の勝曇寺と並んで三河三ヶ寺に数えられている。元は何れも桑子の妙源寺の下寺で、高田門下に属していた寺であったが、15世紀後半には本願寺門下に加わり

三河における同門の有力寺院であった。三河には木綿を始め産物が豊かで、商業も栄え、寺院も経済的に富裕であったが、今川義元の敗死後家康が国内の征服を進める段階で、百姓の負担を増大させたことへの不満と、国侍層の反徳川の気運などが結びついて、永禄6年（1563）に一向一揆が発生した。初めは一向側が優勢で一旦和議が成立したが、家康がその隙に国内を統治し終ると一変して門徒を弾圧し、三河における一向宗禁制は二十年間も続き、天正10年（1582）の冬に至ってようやく門徒の罪を許した。

従って本証寺の再建は、その後に属することとなるが寺には天正14年11月の日付のものと、慶長9年11月の日付けのほぼ同じ文面の文書の写しを蔵している。慶長のものを挙げると

従永禄七年暮野寺本証寺代柵木祐仙寺修覆依自力不及段々願申所御取上無之此度思召有之間修覆竹木等永く本証寺近邊公儀林又者地頭林山於端々其節改立此證文為致披見可令寺納事

- 一 従此方其所代官地頭江右改申渡置者也 寺領内國主役人困入致間敷
 - 一 請 家康殿印形被仰付出置永く引替一切不及證文如件
- 慶長九年甲辰年十一月 日 酒井雅楽助正親
(花押)

野寺本証寺代柵木祐仙江

天正の文書も凡そ同文で、差出人が酒井左衛門尉忠次となっている。これから見ると、その頃寺の造営が進められていたことを知り得る。本堂に関しては天保13年（1842）に記された「御堂修復志記帳」に

當山御堂者慶長年中御再建ニ而蓮如上人五代之御孫教寿御坊御代之儀ニ而星霜を経数度瓦替等之御修覆有之特又去ル寛政年中瓦差替有之候得共折々之大風ニ而如只今之及破損雨露之□茂付□之大破□相成候儀此度同行中国内有縁之方々江相廻瓦奉加御頼被相願候御懇志之御同行中右々御助勢被下候様厚御頼申入（下略）

とある。これによると本堂は慶長年中の再建とあるが、教寿の代は明暦3年（1657）から寛文4年（1664）までであって、慶長年中には当たらない。一方縁高欄擬宝珠銘の「寛文3年」（1663）は教寿の代に該当するので、再建と伝えるものが慶長と寛文と二つあったように考えられる。考え方によっては、慶長年中は全く誤伝とも解されるが、堂そのものを見ると再建後寛文3

年頃に修覆と同時に大改造を行っていると理解される。それに天正10年に家康の許しを得て再建にかかっているが、寛文まで本堂がなかったとは到底考えられないので、やはり慶長に再建され、更に寛文に大改造を受けたと考える他はなさそうである。この大改造を寛文3年頃と見るのはこの時新たに付加した斗拱や虹梁などの様式から判断するのであるが、以下本堂の説明を進めながら、その点にも言及する所存である。

本堂の現状説明

本堂は間口9間、奥行10間半の堂で、前面と両側面前半に広縁をとり、これを除く内部前方六間を外陣、そのうち内陣に接する2間を矢来内とし、後方中央見付3間を内陣、両脇各見付2間を余間とし、共に奥行は3間であって、余間では背面に奥行半間の仏壇を設ける。又

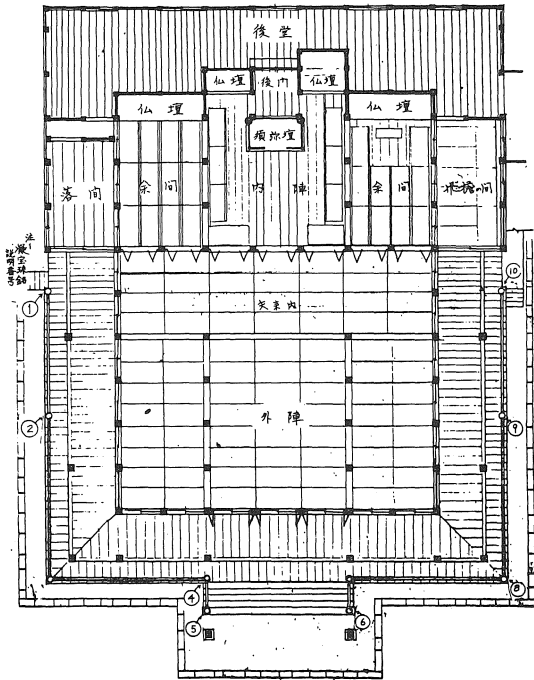


図2 本證寺現状平面図

内陣では更に半間後ろに拡張されてその奥両脇に脇仏壇を配し、中央に後門を造る。来迎柱は脇仏壇より半間前に立ち、来迎壁の前に須弥壇を置く。次に余間の両脇では軒下に半間張り出して、巾一間半の落間とし、背面でも軒下に下屋を付加して、後門に通じる。又、外陣正側の広縁外には落縁をめぐらし、高欄を付するが、この高欄の擬宝珠に寛文三年の銘が刻まれている(註1)。前面には見付3間分の向拝がつき、木階4級、石階1級を設け、登勾欄がつく(写真3)。柱は来迎柱以外すべて面取角柱で、向拝柱下には石礎盤を置き、柱間には虹梁を入れ

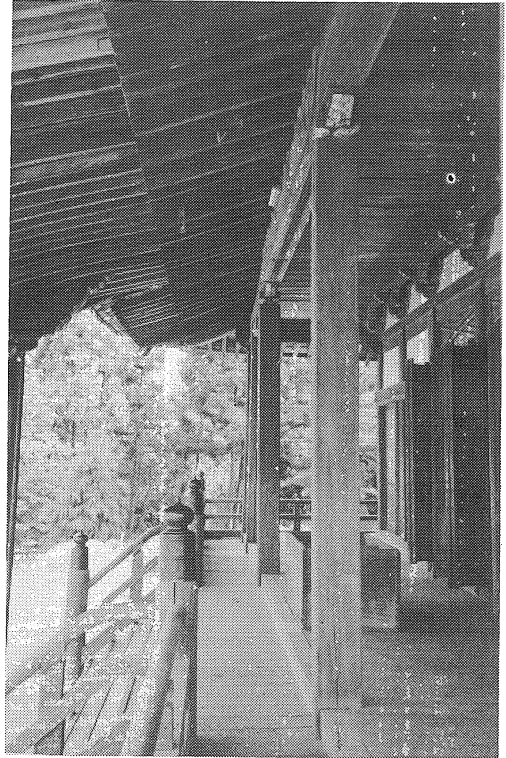


写真3 向拝と登勾欄と注1の銘のある擬宝珠

て象の丸彫木鼻を出し、虹梁には袖切、欠眉をつけ、渦巻や若葉の絵様を入れ、錫杖彫を施す。柱上には、連三斗の斗拱をのせ、渦を配した手挟を付し、中備に臺股を入れる。次に広縁外柱は柱上部を大斗に作り出し、絵様つきの肘木を挿入して、下面を虹梁形に切り上げた桁を通す。但し正面中央三間分の柱間にかゝる桁には両端に袖切をつけ、渦巻、若葉の絵様を入れる。柱間隔は二間又は三間と広く、柱間は全開放である。

外陣廻りでは、一間毎に柱を配して縁長押、敷鴨居、内法長押と頭貫を通し、柱上に粽をつけて台輪をのせ、隅柱上では頭貫の木鼻を出し、台輪の先を延ばして花頭形につくる。柱上には出組斗拱を組み、斗拱には挙鼻がつき、壁付きの上方肘木は唐様風に左右に延ばされている。そして広縁部分の天井は鏡天井とされている。

正面中央の三間では縁長押上に蹴放、方立、楣を組み、縁長押上の楣前面に臺座を打って双折縁唐戸盲連子入りを嵌め、楣と頭貫の間に襷掛けの欄間を入れ、その裏に板を打つ。

なお、戸口裏には敷鴨居を入れ、引違腰高障子をはめる(写真4)又、側面前端の間には敷鴨居の間に左上右の三方に額縁をまわした造りつけの扉構えを嵌め込み、こ



写真4 正面戸口

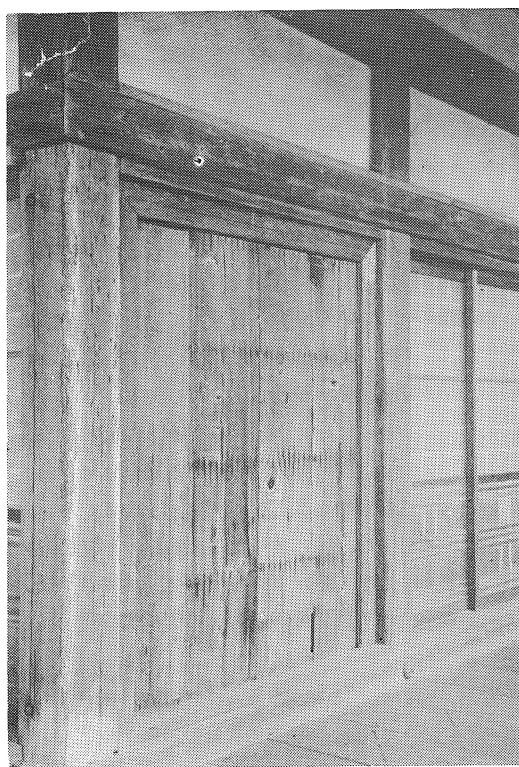


写真5 腰高障子と住待葬儀の折の出入口

れは住待葬儀の折のみ取外すという。その他の各間では腰高障子を引違いとす(写真5)。

側面広縁と余間脇の落間との境では側柱を軒下に立て、柱間を半間外に広げ、縁長押、敷鴨居、内法貫、内法長押、繫虹梁を入れ、同虹梁端、落間外側柱上頭貫端とも木鼻を出し、内法貫と頭貫の間には間斗束(東上粽つき)実肘木つきを置き、広縁外の桁端を直接この虹梁で支え、軒下側柱上には大斗をのせて桁を受け、桁端は大斗より少し出で終る。また繫虹梁上にかゝる広縁側桁の内脇には高さの関係上、広縁内側柱上の壁付斗拱の一具の半分から大斗を除いたものを挿入している。敷鴨居間には板戸を引違いに入れる(写真6)。



写真6 落間と広縁との仕切

軒は二軒半繁垂木で、妻飾は二重虹梁大瓶束の形式であるが、大虹梁下両端には出三斗、中央には平三斗をおき、二重虹梁と大虹梁の間には、中央に大きい板墓股を入れる。瓦は元来本瓦葺で、再建当初の瓦を残し(写真8)、今一部棧瓦葺としている。懸魚は三花懸魚鱗付である(写真7)。

堂内に入ると外陣は前方四間と後方二間に分かれ、前方4間では中央3間と脇間2間の間に1間毎に柱が立ち、この柱列に飛貫を通して、その先の木鼻を矢来内に出し、また矢来内との境では桁行に柱間に虹梁を架け、両端を木鼻上に皿斗をのせて支え、虹梁には袖切、渦、若葉を刻み、欠眉、錫杖彫を施し、中央間の虹梁を一段高く架けて、脇の間の虹梁端の木鼻上に皿斗をのせて支えられる。なお中央間虹梁の上では1間毎に斗と絵様つき実肘木を配して天井廻縁を支え、全てこれらの柱間の貫や虹梁上は小壁とする。広縁境の柱間には敷鴨居、内法長押をめぐらし、外陣前半を3分する柱列上とも天井長押を入れて、棹縁天井との間に蟻壁をつくる。天井は柱列で狭まれる中央部分で高く、両脇間では少し低くされ、棹は梁行に通る(写真9)。

次に矢来内については、まず床が外陣より敷居のせい



写真7 本堂妻飾

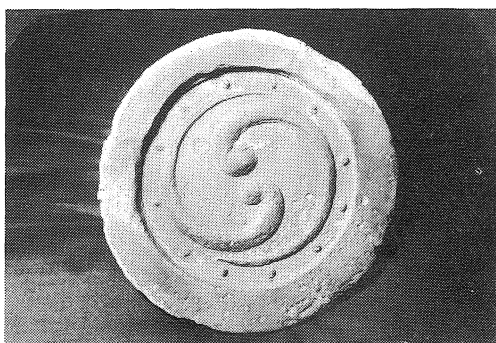


写真8 瓦文様



写真9 礼堂、矢来内上部

程度上り、広縁との境の取扱いは外陣前半と殆んど変わらないが、天井長押上に蟻壁を作らず、柱上に斗を咬ませ実肘木を用いて天井廻縁を受けており、内陣や余間との境では柱は1間毎に配され、内陣では床を長押2段分高くし、余間床は長押一段分高くされ、内法長押は内陣前で背違いに高くされ、天井長押は同じ高さで通っているため、欄間の背が内陣前でその分だけ低くなる。内陣余間前とも柱間に双折巻障子を開き、欄間内には高肉極彩色で、内陣前には飛天、余間前には牡丹鶴亀の彫刻を作り出す。天井長押上には柱上に三斗々拱拳鼻つきを、中備に臺股を入れて天井廻縁を受ける。天井は棹縁天井で棹は桁行に通じ、外陣前半の両脇の柱間と同高とされる。なお柱、鴨居、内法長押、斗拱、臺股は金箔押し、内陣及び余間との境の斗拱の斗拱間小壁、地長押及び敷居は黒漆塗りとされる。

内陣では余間との境には1間毎に柱を立て、外陣境の内側とも敷鴨居、内法長押、天井長押を通し、蟻壁を廻して格天井の廻縁に接し、背面脇仏壇前上部には袖切、欠眉、渦、若葉つきの虹梁を架け、北のものは虹梁の位置を高くして、木鼻で両端を支え、南のものでは天井廻縁との間を小壁とする。また円柱の来迎柱上部には棕を付し、来迎柱間と来迎柱と脇仏壇前隅柱との間に頭貫を通して木鼻を出し、台輪を載せ、来迎柱上に二手先斗拱をおき、脇仏壇柱との間に詰組に斗拱を配して天井を支える。天井は小組格天井であるが、来迎柱前におかれる禅宗様須弥壇上に高い後補の宮殿がおかれ、その上部の天井を一段高くして簡素な格天井が張られる(写真10,11)。

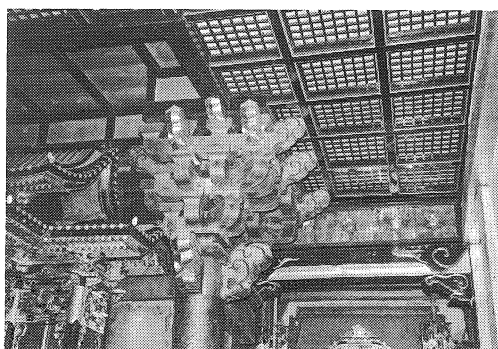


写真10 来迎柱と脇仏壇柱間斗拱

余間内部は両側面では地長押(内陣側のみ)、敷鴨居、内法長押、小壁をまわし、背面仏壇上には袖切、欠眉、渦、若葉つき虹梁をかけ、正側面柱上に挿肘木(隅柱から隅行挿肘木)を、仏壇上虹梁上中備には出三斗肘木付斗拱をおいて天井格縁を受け(写真12)。天井は小組格天井とする。余間仏壇と内陣脇仏壇では上下框に接して縁型

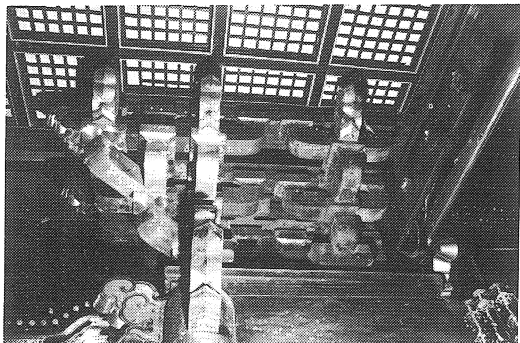


写真11 来迎柱と脇仏壇柱間斗拱

を入れて東面を後退させ、余間仏壇には中東を入れ、東に縦の筋を刻み、東間格間には内陣脇仏壇では菱格子を入れて花菱の彫刻を一つおきに挿入し、余間仏壇では格狭間を入れる。内陣須弥壇は上下に縦型を重ね、羽目に高麗獅子の彫刻を入れ、逆蓮の高欄をおき、正面中央を開けて蕨手で終らす。

内陣及び余間は金箔をおき、漆塗り、彩色、飾金具等を用いて荘厳されてあるが、その大要を記すると、

黒漆塗りを基調とする部分。地長押、敷居、須弥壇、脇仏壇、余間佛壇、脇仏壇及び余間仏壇虹梁、内陣及び余間天井、但し仏壇格狭間輪郭、羽目板飾りの菱格子や花菱、虹梁の絵様、袖切、欠眉等には金を入れ、天井格縁の面には黄色、天井板は白、仏壇格狭間内は群青色、須弥壇の高欄は朱漆塗、羽目彫刻その他要所金箔押、須弥壇及び仏壇要所金鍍飾金具打ち。宮殿も黒漆塗を基調として、斗拱、軒回りその他要所に金箔押し、金鍍飾金具を打つ。

金箔押しの部分、柱、鴨居、内法長押、天井長押、斗拱、藁股、来迎壁、脇仏壇壁、同虹梁上小壁、余間仏壇側面壁、但し、木鼻の絵様は黒漆とし、来迎柱には、飾金具を打ち、長押釘隠金具は黒地に模様を金で入れ、脇仏壇上小壁には金花を配し、来迎壁には彩画する。

その他、小壁、蟻壁等の大半は白漆喰塗とする。また南余間と南の落間との境には、柳格子を入れ(写真13)、北余間と北落間との境には襖を入れる。

余間外から余間内陣背面に亘る部分は、余間外では窓を設けやゝ室らしくされるが、その他は独立の室とは言えず、廊下のようなもので、床高も外陣部分と同じで低く、長押等を用いず、天井も淖縁天井で、北廊下(後堂)からは庫裏にも廊下が通じている。

復元的考察

本堂の現状は以上の通りであるが、元来この堂は向拝

と内陣来迎柱廻り以外には斗拱など用いない簡素な邸宅風の堂であったものを模様替えて、仏堂風な取扱いを付加したものであることが、種々な点から窺えるのであって、そのような大改造は江戸時代の初期末までぐらいになされていることが絵様などの細部様式から察せられるのである。従って縁の高欄擬宝珠銘にある寛文3年(1663)は前出天保の「御堂修復志記帳」にある教寿御坊代(明暦3年から寛文4年まで在住)の修復にも該当することゝ、この頃この改造がなされたとみてよからう。そしてこの改造前の素朴な姿こそが天正年中家康の赦免を受けて後、当地で営まれた堂そのものではなかったかと察せられるのである。「御堂修復志記帳」に記す、「当山御堂者慶長年中御再建ニ而」との見解は無理のないところであろう。改造の主な点を挙げると次のようになる。

1. 広縁外の柱は上部四方を欠き取って斗縁を作り出して大斗に見せ、実肘木を咬ませて桁(下端虹梁形欠眉)を受けているが、これは明らかに後の改造を思わせる。たゞし、桁の下面に元柱頂で直接支えられていたことを示す庄痕は残っていない。よってこの桁は改造のとき表面を削られたか、旧材が粗悪で取替の必要を生じたものと考えられる(写真4)。

正面中央間の桁には袖切に渦がつき、欠眉や錫杖彫も施されるが、様式上寛文頃のものとしてよい(図3)、これに対し、向拝の虹梁の絵様は時代が下であろう。

2. 広縁内側の柱通りでは斗拱や台輪は表側のみに見られる点に問題がある。頭貫はその位置からしてもとの飛貫そのものと見られ、飛貫上の柱上部を欠き取って、頂に粽をつけ台輪、斗拱、出桁等を挿入したものと考えられる。

3. 正面両端各二間には柱に方立取付き痕跡と同め釘穴、薙戸とめ「さる」穴等が、長押に薙戸つり金具とりつけ穴があるのみでなく、縁外側柱上内側には薙戸吊り金具が残されているので、元上下に分れない一枚大の大薙戸が吊られていたことが知られる。

4. 外陣、矢来内の床高が敷居の厚みだけ高められていることが、盲敷居や広縁との境の敷居を持ち上げた痕跡、後者にたつ障子の切り縮められていること、内陣や余間前面長押下が畳で隠されていることなどから明らかである。

5. 外陣と内陣及び余間境の装置では、天井長押と天井廻縁の間の狭い部分に、柱上には三斗斗拱挙鼻つきを入れ、中備に小形の藁股をはめているが、当然、寛文の

後補であり、矢来内の妻中央柱上の斗拱の不自然な挿入も同様後補である。また内陣余間境の敷鴨居を見ると、薄板を打って溝を隠して無目に見せかけ、巻障子を入れているが、元は引違い戸であった。現在南余間と落間との境にはめられている柳格子戸は小間を半ば切り縮めて無理にあてはめたもので、小間を正しい寸法に戻し、今一小間を加へると、丁度内陣と外陣境の柱間に一致するので元はここにこの格子戸が引違いにして使用されていたことを知る(写真13)。そうならば現在の厚肉極彩色彫刻入欄間は不調和であるし、作域も桃山時代に溯るものとは思われない。恐らく柳格子にふさわしく箴欄間の中に彫刻をはめこんだ程度のものが用いられたであろう。なお余間と外

陣境も引違いの建具となり、他例から推して恐らくは襖を入れたものと考えられる。余間前の欄間位置では柱に木舞を絡むため用いることのある竹釘を3個宛打ち込んだ跡があるので、元は小壁であった可能性もある。

6. 内陣については、先ず余間との境の敷鴨居も薄板を打って無目にされているが、元は建具、恐らくは襖が嵌められていたであろう。次に来迎柱が現在角柱と相接して立ち、極めて不自然であるが、床下を調べると、半間前方のやゝ内方偏りに八角形断面の来迎柱の下部が残されており、来迎壁背面では合輪に継木をして来迎柱間を拡げたことを示している。更に天井を見ると、厨子上の折上げ部分との境に巾の広い框がまわっていて、それ

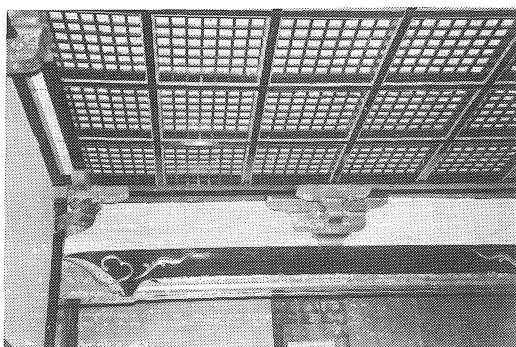


写真12 余間の天井

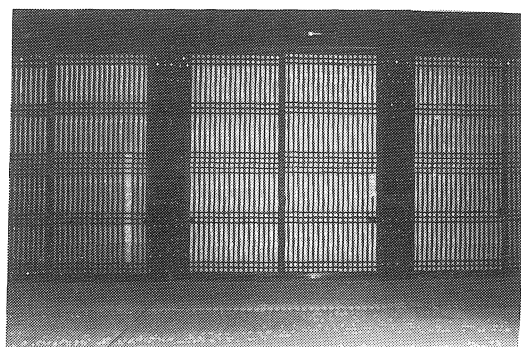


写真13 南余間の柳格子

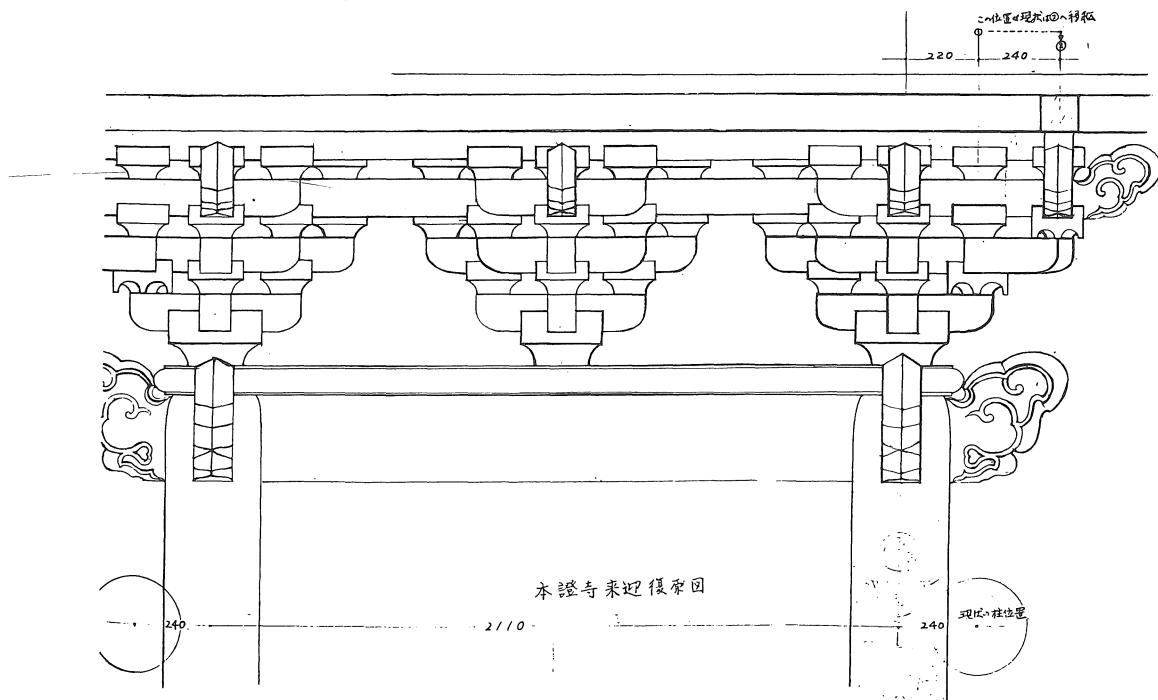


図3 来迎壁上部斗拱復原図

に太枅穴が残っているが、現在来迎柱の位置が後退し、外方に拡げられているため、斗拱の位置もずれ、一手先の斗拱上の実肘木が上記の框に接している。しかし柱が内方に寄せれば二手先の直上がこの框の位置に来ることとなり、更に前方に移ると、二手先目の斗拱の角が正に框の曲る角に来ることとなり、来迎柱から後方に延びている結組斗拱も丁度来迎柱に接して立つ角柱との間に納まることとなる。そうなれば来迎壁の中間にも詰組斗拱がくる筈であるが、果してその二手先の実肘木をとめる太枅穴が残されていて、この框を受けることとなり、この天井框から内方は斗拱の小天井で隠されるようになるので天井の納まりもよくなり、現在の宮殿の上の高い天井は消失する(図3)。

また、脇仏壇の半間前の余間の仏壇の前隅に当たる柱の内陣側とそれに対向する現在来迎柱と接している柱には元虹梁のとりついた仕口(両脇仏壇とも現在の向って左の仏壇前虹梁の高さととりつく、向って右の現脇仏壇前虹梁が高くとりついたのは開山厨子を入れるためであり、その仏壇の後方への拡帳もそのためであった)、仏壇框のとりついた仕口が埋木されていて、元来脇仏壇が半間前方に出ており、その仏壇背後の柱筋に後門があったことが知られる。因みに須弥壇は宝暦9年(1759)北脇仏壇の開山厨子は宝暦11年、宮殿は宝暦12年に

造られたことが寺記によって知られるので、この一連の改造はその時行われたと考えられる。

7. 余間に関しては挿肘木で持ち出されている小組格天井の廻縁の裏には柱に直接とりつく旧天井長押がそのまま残されており、現在の小組格天井も内陣の天井と異なり、柱位置との関係も不統一で、小組も粗く到底同時の作成とは認められず、仏壇上の虹梁の袖切や渦、若葉の絵様が内陣脇仏壇上のもとは異なって時代も下ると見られ、仏壇の格狭間の形式も新しく(古い格狭間も残されている 写真14)、一連の改造と見られる。元は天井も蟻壁上に棹縁天井を張った簡素なものであったと見られ、虹梁も落掛け或いは貫程度のもものではなかったかと察せられ

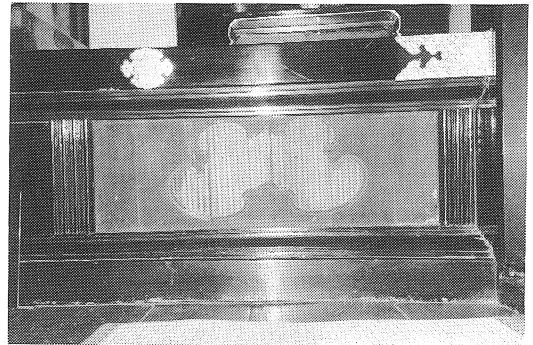


写真14 余間仏壇の古に格狭間

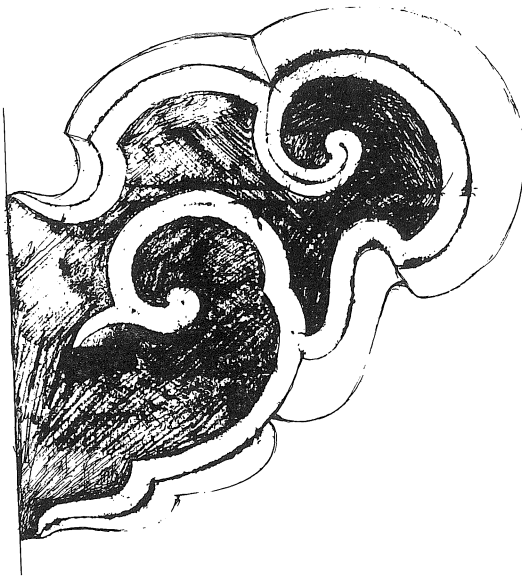
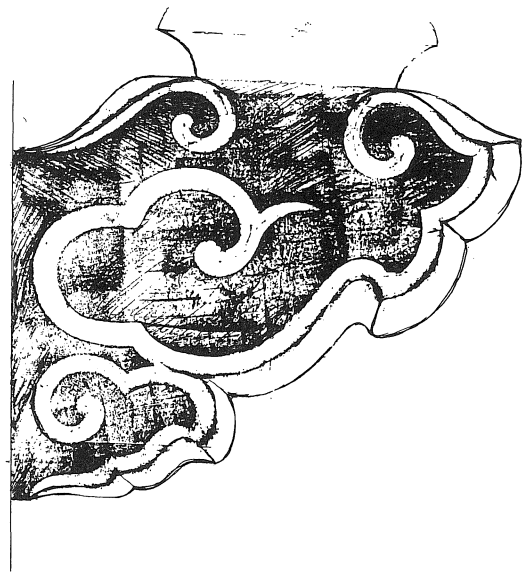


図4 イ、外陣矢来内境の柱から矢来内に梁行に飛び出した木鼻
来迎柱上木鼻と似ているところから慶長期のものと思われる。



ロ、外陣矢来内境の柱から桁行に出た皿斗付木鼻
寛文期の後補と思われる。

る。当然仏壇以外には塗りものはなくて、素木であったであろう。

8. 余間仏壇上の虹梁から考えられることは、外陣の矢来内との境に桁行にかゝる虹梁の渦や若葉は余間の虹梁のものに近く、同様新しいと見られることで、その両端を支える皿斗受けの木鼻の絵様も外陣前半を三分する柱側の梁行飛貫端木鼻(矢来内に出る)と異なり、この桁行虹梁装置が当初のものでないことを思わす(図4)。これも貫或いは、落掛程度の材を入れて小壁を支えていたのではないかと考えられる。

9. なおこれに関連して側面広縁と落間(廊下)境の虹梁や木鼻等も問題になるが、これも後の時代のものに近似して寛文の一連の改造に関係すると思われる。そうすれば、現在一間半巾の落間も元は一間巾であったと察せられる。又、背面の廊下(後堂)も後世元の背面柱の下部を切って虹梁で支え、半間後方へ拡張した形跡があり、寛文改造後はこの半間前方で終わっていたことが知られるが、元は北脇仏壇の張り出しがなかったことゝ落間の巾も一間になることであるから、最初は一間の廊下が背面に通っていたことゝなる。

結論

以上の復原が成立することとなれば、慶長頃に建立された本堂は内陣の来迎柱から脇仏壇にかけてのみ、仏堂風に斗拱や虹梁を用いて荘厳し、内陣天井を小組格天井にする他は余間外陣とも邸宅風な長押棹縁天井の扱いで、

外陣正面中央3間を双折棧唐戸構えとし、正面両脇の各2間に藪戸を吊り、正面各間とも、内側障子を引違に入れ、側面は前端の間を嵌め殺しの板唐戸構えにする他、腰高障子引違いで(古い障子を若干今も使用している)、広縁を解放し、鏡天井張りとし、余間や外陣の側背面にも1間の廊下がめぐって後門に通じていた。また外陣と内陣境には柳格子を引違いにに入れて、内法長押上を欄間とし、余間との境には襖を引違いに入れたものと思われる。余間と廊下との境も襖を入れたであろう。

この本堂と同時代の略同格の浄土真宗本堂の諸例と比較するため、適例を捜してみると、一家衆寺院中から次のようなものが挙げられる。因みに本證寺は大坊主衆寺院に属する。

推定建立年代	寺名	摘要
慶長4年(1599)	称念寺	奈良市橿原市今井
慶長15年(1610)	願行寺	奈良市吉野町
寛永14年(1637)	光善寺	大阪府茨木市
慶安3年(1650)	大津別院	滋賀県大津市
承応2年(1653)	大通寺	滋賀県長浜市

(寺伝では慶長)

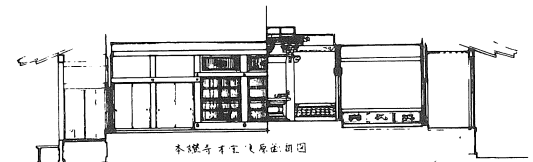


図6 本證寺本堂復元図、慶長期

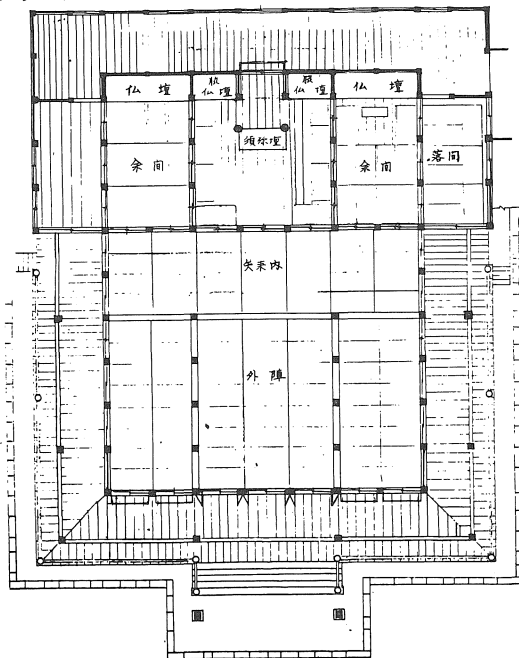


図5 本證寺本堂復原図、寛文期

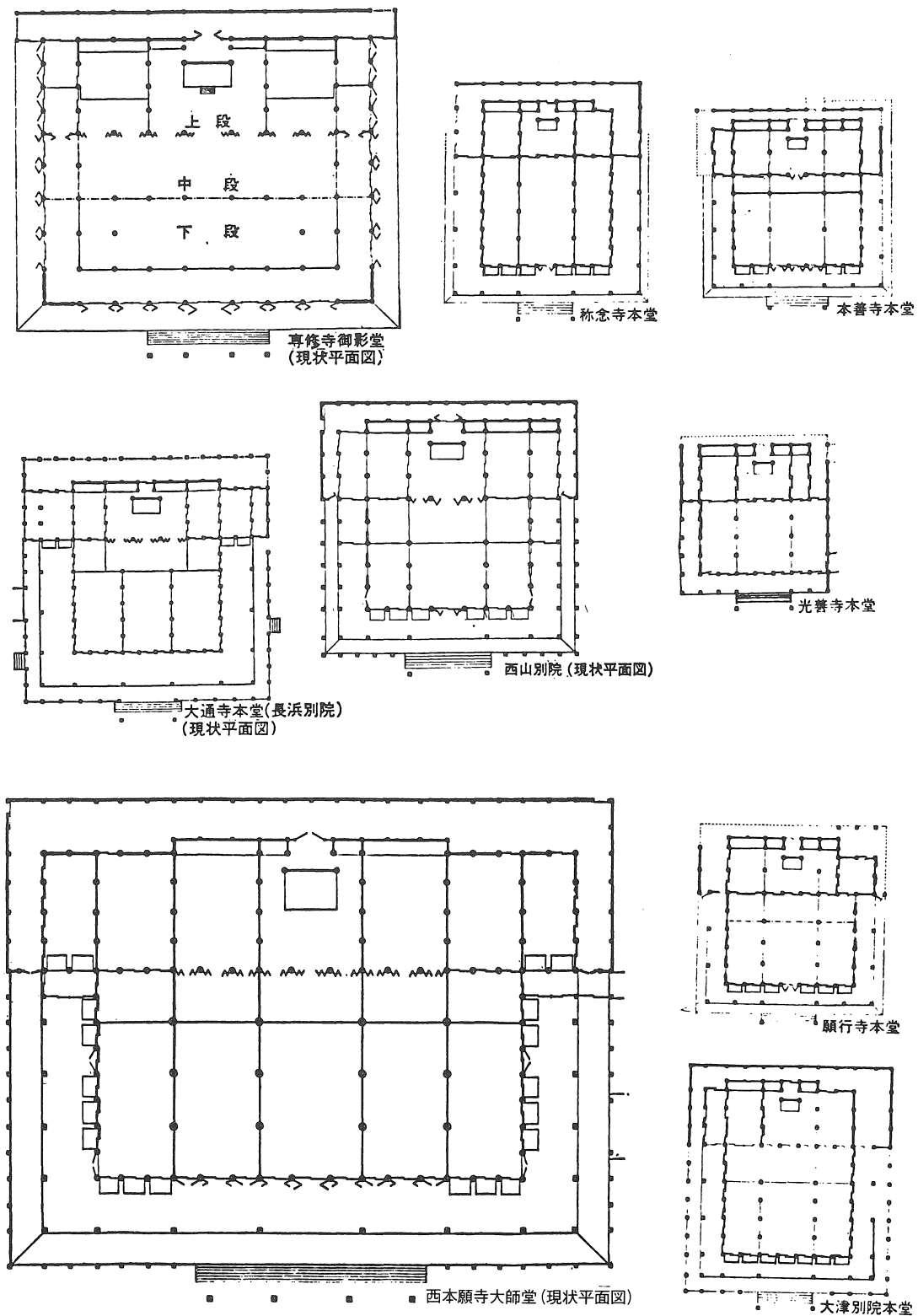


図7 各寺院平面図 (桜井敏雄氏による)

このうち規模の近いのは称念寺本堂と大津別院本堂で、願行寺本堂と光善寺本堂はやゝ小さく、大通寺本堂は遥かに大きい。大津別院本堂とは北余間に仏壇を欠いて、余間が左右対称にならない点を除くと平面も極めて近似するが、称念寺本堂では矢来内の別がなく外陣を3分する柱列は内陣余間境の柱に小壁を連ねており、余間は仏壇が左右非対称である。なお、願行寺本堂は矢来内を持ち、光善寺本堂は持たないと言った風に、形式が固定していない。来迎柱を立てゝその前に須弥壇を置き、脇仏壇をその斜後方に配して後門を開く点は上例のすべてに共通するが、別稿で示すように、この時代のやゝ小規模な本堂では内陣余間の奥行を浅くして、内陣仏壇も背面に一直線に配して、後門や来迎柱を用いない例も多いのである。来迎柱を設けることゝなれば来迎柱は円柱として、斗拱をのせ、天井も仏殿風に扱われることゝなるが、その他は角柱を用い、斗拱を用いず、内法長押、天井長押をめぐらして蟻壁をおく邸宅式の手法が用いられることも共通する。

又、外陣と内陣及び余間との境も欄間を用いず引違いの建具を入れる例が大部分で、卷障子を双折両開きにするような例は未だ現われない。たゞ、称念寺本堂では欄間が入り、柱上に大斗肘木の斗拱をのせていたようである。

正面の開口部も藪戸をあげ、一部に扉を開く方式をとる点でも類似しているが、本證寺本堂及び大通寺本堂以外では総て余間が左右対称になっていないので、本證寺本堂は対称に扱われた最も古い例に属するようである。なお、本證寺本堂では、寛文3年(1663)に外側や外陣内、矢来内との境、外陣と内陣余間境、余間等までも仏堂風に改造しているが、このような傾向はその頃から次第に発展することゝなる。そしてそのような傾向を最も早く示しているのは、本山の堂で、寛永13年の造営になる西本願寺大師堂、元和4年(1618)に建った、旧西本願寺阿弥陀堂(現西山別院)にはすでにこの傾向が現われており、寛文6年(1666)の津市の専修寺御影堂も同じ道をすすんでいる。然し一家衆寺院の一つである三河の勝鬘寺本堂(元和元年)や高田派の満性寺本堂(元和6年)は例外的に当初から仏堂風の色彩が濃い。何れにしてもこの傾向は次第に大寺院から末寺にまでも波及するのである。

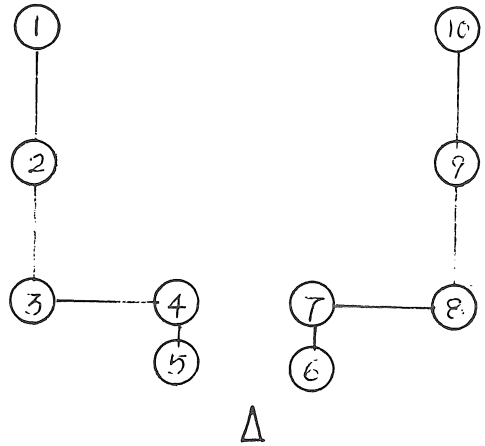


図 8. 本堂落縁
擬宝珠配置図

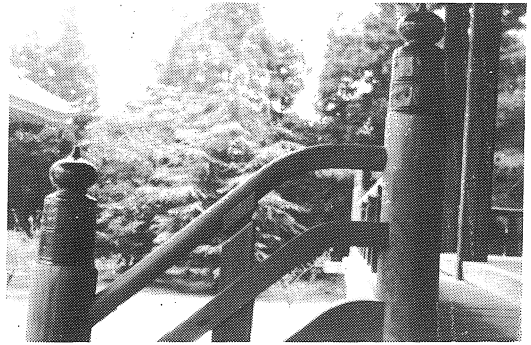


写真 15

本堂落縁高欄擬宝珠
10ヶ所に全て寛文3年
寄進者の銘がある。

註

寛文3年修理の際、高欄擬宝珠に刻された寄進者名

- | | |
|---|--|
| <p>①
千時寛文三年
癸卯二月十三日</p> <p>同国額田郡
清水三良衛門</p> <p>三又碧海郡野寺
奉奇進
岡崎下看町
本證寺
施主</p> | <p>②
千時寛文三年
癸卯正月廿七日</p> <p>同国大町村住人
天野甚衛門</p> <p>三又碧海郡野寺
奉奇進
本證寺
施主</p> |
|---|--|

⑥ 三沢碧海郡野寺 本證寺
奉奇進 施主

同國志貴庄 木戸村從掾中
干時寛文三年癸卯正月十一日

⑤ 三沢碧海郡 大町村佳人
奇進天野 甚右衛門干時
寛文三 癸卯正月十一日

三沢碧海郡野寺 本證寺

奉奇進 施主

④ 細池村

楨坪之助為娘
干時寛文三年 癸卯二月六日

三沢碧海郡野寺

本證寺

奉奇進 施主

同國吉良庄 味崎願正寺

菱池德行寺

市子願海寺

味濱養林寺

西尾唯法寺

③ 干時寛文三年癸卯正月十八日

三沢碧海郡野寺 本證寺

奉奇進 施主

⑩ 山城国伏見 池田屋久清

七年忌為志

三沢高橋庄 衣村

池田屋七兵衛

干時寛文三年 癸卯如月廿三日

三沢碧海郡野寺 本證寺

奉奇進 施主

⑨ 同國重原庄 赤松村住人

岡村善西入道

干時寛文三年 癸卯如月廿一日

三沢碧海郡野寺 本證寺

寺内之者共 奇進致之干時

寛文三癸卯正月十一日

三沢碧海郡野寺 本證寺

奉奇進 施主

⑦ 同國幡頭郡 川田村住人

小村傳衛門

干時寛文三年 癸卯正月廿七日